

別表(第2条、第3条、第9条関係)

日常生活用具の種目等

種目	品目	対象者		性能	耐用年数	基準額
		障がいの程度	特殊の疾病の者			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上。ただし、18歳未満の者は除く。	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものとする。	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級(18歳未満の児童は2級以上。常時介護を要する者に限る。)及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児(者)と判定され、障がいの程度が重度又は最重度の状態。原則として3歳以上の者に限る。	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級。常時介護を要する者であって、原則として学齢児以上の者に限る。	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上。入浴にあたって介護を要する者であって、原則として3歳以上の者に限る。		障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上。下着交換等に介助を要する者であって、原則として学齢児以上の者に限る。	寝たきりの状態にある者	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上。原則として3歳以上の者に限る。	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上。ただし、3歳以上18歳未満の者に限る。		原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上。原則として学齢児以上18歳未満の者に限る。	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者。原則として3歳以上の者に限る。	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円

便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上。原則として学齢児以上の者に限る。	常時介護を要する者	障がい者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児(者)と判定され、障がいの程度が重度又は最重度の状態であって、てんかん等の発作等により頻繁に転倒する者		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	36,750円
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者。原則として3歳以上の者に限る。		障がい者が容易に使用し得るもの	3年	3,200円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者であって、移動等において介助を必要とする者。原則として3歳以上の者に限る。	下肢又は体幹機能に障がいのある者	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
特殊便器	上肢機能障がい2級以上及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児(者)と判定され、障がいの程度が訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な重度又は最重度の状態である者。原則として学齢児以上の者に限る。	上肢機能に障がいのある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
火災警報器	身体障害者手帳の交付を受けた者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。若しくは、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい児(者)と判定され、障がいの程度が重度又は最重度の状態の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	20,600円

	自動消火器	同上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)及び児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判定され、障がいの程度が重度又は最重度の状態の者。ただし、18歳未満の者は除く。		視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上。原則として学齢児以上の者に限る。		視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)。ただし、18歳未満の者は除く。		音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温機	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析法を行う者。原則として3歳以上の者に限る。		透析液を加温し、一定温度を保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	呼吸器機能に障がいのある者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引機	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	呼吸器機能に障がいのある者	障がい者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者。ただし、18歳未満の者は除く。		障がい者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として学齢児以上の者に限る。		障がい者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として18歳未満の者は除く。		障がい者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)。原則として学齢児以上の者に限る。		障がい者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円

	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
	排痰補助装置	身体障害者手帳の交付を受けた方で、慢性の神経系の難病(筋萎縮性側索硬化症(ALS)等)及び筋力低下をきたす筋疾患(筋ジストロフィー等)のため、自力での排痰が困難である者		肺に貯蔵した分泌物を効果的に排出することができる医療機器	—	1か月分のリース料 21,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者。原則として学齢児以上の者に限る。		携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	パーソナルコンピュータ、タブレット端末	視覚、聴覚、上肢障がい2級以上又は言語及び上肢複合障がい2級以上。文字を書くことが困難な者であって、原則として学齢児以上の者に限る。 (パーソナルコンピュータとタブレット端末の併給はできない。)		かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し障がい者が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を附帯することができる。)	6年	パーソナルコンピュータ 100,000円 タブレット端末 50,000円
	情報・通信支援用具(パソコン周辺機器及びアプリケーションソフト)	視覚、聴覚、上肢障がい2級以上又は言語及び上肢複合障がい2級以上。文字を書くことが困難な者であって、原則として学齢児以上の者に限る。		障がい者が容易に使用し得るもの	4年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の者であって、必要と認められる者。ただし、18歳未満の者は除く。		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障がい2級以上。原則として学齢児以上の者に限る。		障がい者が容易に使用し得るもの	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 11,000円 携帯型 8,000円
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上。原則として本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。		障がい者が容易に使用し得るもの	5年	150,100円

視覚障がい者 用ポータブル レコーダー	視覚障がい2級以上。原則として学齢児以上の者に限る。		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	視覚障がい2級以上。原則として学齢児以上の者に限る。		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障がい者 用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。原則として学齢児以上の者に限る。		画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障がい者 用時計	視覚障がい2級以上。ただし、18歳未満の者は除く。		障がい者が容易に使用し得るもの	10年	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
地上デジタル 放送対応ラジ オ	視覚障がい2級以上		AM及びFM放送並びにテレビ音声を受信する機能を有し、視覚障がい者等が容易に使用し得るもの	5年	29,000円
聴覚障がい者 用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。原則として学齢児以上の者に限る。		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用し得るもの	5年	128,000円
聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(18歳未満の者を含む。)		字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円

	人工喉頭	音声・言語機能障がい者で、喉頭を摘出した者		笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式：顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,500円 電動式 75,000円
	人工内耳スピーチプロセッサ	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者		障がい者が容易に使用し得るもの	5年	200,000円
	人工内耳用電池	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者 (充電電池と充電電池以外の併給はできない。)		人工内耳スピーチプロセッサに使用するもの	充電電池 1年 充電電池以外 1か月	充電電池 21,267円 充電電池以外 2,500円
	人工内耳用充電器	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者		人工内耳スピーチプロセッサに使用するもの	3年	30,000円
	人工内耳用イヤーマールド	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者		人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められる者	6か月	9,432円
	人工内耳用バッテリーユニット	聴覚障がい者であって、人工内耳を装用している者		人工内耳を装用している者でバッテリーユニットの使用が必要と認められる者	3年	40,120円
	補聴器・人工内耳用乾燥機	聴覚障がい者であって、補聴器・人工内耳を装用している者		聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	3年	19,000円
排泄管理支援用具	ストーマ装具(消化器系)	ぼうこう・直腸機能障がい者で、ストーマ造設者		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。	1か月	9,120円
	ストーマ装具(尿路系)	ぼうこう・直腸機能障がい者で、ストーマ造設者		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とする。	1か月	12,000円

	紙おむつ等	年齢が3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障がいがある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者、更生相談所等の助言により紙おむつ等の用具類を必要とする者		障がい者が容易に使用し得るもの	1か月	12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障がい者で収尿器を必要とする者		障がい者が容易に使用し得るもの	1年	10,000円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって障がい等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2級以上の者)。ただし、学齢児以上の者に限る。	下肢又は体幹機能に障がいのある者	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	— (原則として1回限りとする。)	200,000円

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。